

災害共済給付制度と給付手続きについて

群馬工業高等専門学校

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施されており、災害給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給）に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する制度です。

【給付対象の範囲】

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている時
- ② 学校の教育計画に基づいて行われる課外授業を受けている時（学校行事・部活動・HR・遠足・修学旅行など）
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にいる時
- ④ 通常の経路および方法による登下校中の時
- ⑤ その他、これらの準ずる場合として文部科学省で定める場合



※ 自己の違反行為、重大な過失、故意による場合は給付対象外になる場合があります。

（ex：下校時に寄道した時の事故、自転車の二人乗りなど）

初診から治癒までの療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの（医療保険でいう被扶養者で、たとえば病院に受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの。）

【給付の手続き】

申請に必要な書類を保健室で受け取り、毎月末までに保健室に提出してください。

* 申請書類

- ・ 学生事故報告書（本人または保護者が記入し、担当教員に内容確認と印）
- ・ 医療等の証明（医療機関で記入）
- ・ 災害給付金振込依頼書、通帳のコピー
- ・ その他（課外活動届のコピー）

災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わない時は時効によってなくなります。（日本スポーツ振興センター法第45条）

【給付金の支払方法】

センターから学校へ給付金の送付通知を受けた後、保健室より当該生徒の保護者の方へ通知し、総務課（財務係）より口座に入金いたします。

【交通事故による災害給付請求】

自動車損害賠償保障法の適用になり、日本スポーツ振興センターの給付対象外となります。ひき逃げされた場合や無保険車による被害は、政府の補償事業に対し、被害の請求ができません。

令和5年5月現在